

(18) 母子家庭における就労状況に配慮した指定校変更

熊本県宇土市

1 地域の概要

本市は、県中部の宇土半島の基部に位置した東西24.8km、南北7.6kmの細長い総面積74.17km²の地域で、総面積のうち農業振興地域65.71km²（88.7%）、都市計画の用途地域5.05km²（6.8%）、その他3.36km²（4.5%）からなっている。市街地を中心として、その周辺は、肥沃な平坦地が広がり、南に山麓地、北に緑川・浜戸川が流れ、西は有明海に面している。交通条件は、市のほぼ中央を南北にJR鹿児島本線が走り、市の中央部から西へ三角線が分岐している。国道は、3号線（北九州市～鹿児島市）・57号線（大分市～長崎市）・501号線（大牟田市～宇土市）があって、長崎、阿蘇、別府の国際観光ルートの分岐点となっている。

平成21年度における人口は約38,400人、世帯数約13,900世帯、学校数は小学校7校（児童数2,357人）、中学校3校（生徒数1,208人）である。

2 指定校変更の許可理由等

(1) 許可内容

母親と子ども（1名）の母子家庭で、母親の仕事の関係上帰りが遅く、どうしても子育てや放課後の安全確保に支障を来す状況であった。児童が小学校に入学するに当たり、下校後は祖父母が預かり、夜遅くに母親が迎えに行くこととするなど、実家の祖父母宅の協力が必要不可欠であるため、祖父母宅の近くの学校への指定学校変更を許可したケースである。

(2) 許可理由

母子家庭であり、母親の仕事の都合により、児童が帰宅しても保護監督できる者がいない。やむを得ない事情により転居もできず、母親の迎えが夜遅くにまで及ぶことから、学童保育の活用により対処することも困難であり、児童の身の安全を確保するには、祖父母宅に預ける方法以外にないと認められた。

よって、当市の指定学校変更許可基準にのっとり、指定校変更の許可を行った。

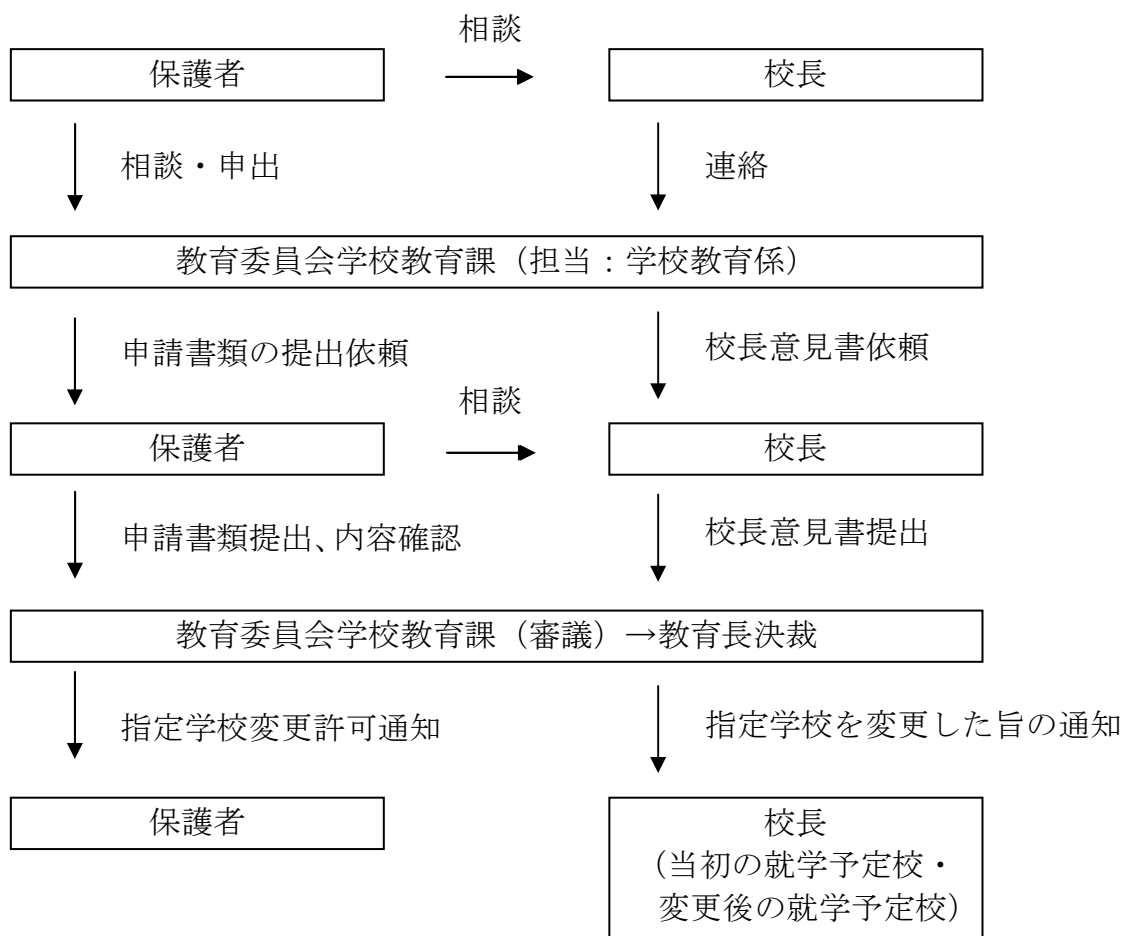
<宇土市指定学校変更許可基準>

区分	事由	適用期間	必要書類
留守家庭 （小学校のみ）	同居家庭の仕事等の都合により、児童が帰宅しても保護監督できる者がいないため祖父母宅等に預けるときの、その預け先の学校に就学を希望する場合。ただし、やむを得ない事情により転居できないとき及び学童保育を活用しても、なお、児童の身の安全が確保できないと認められる場合に限る。	当該事由が生じた日から小学校卒業まで	指定学校変更許可申請書 保護者の申出書 校長の意見書 保護監督承諾書 在職証明書

※ 宇土市指定学校変更許可基準は市ホームページに掲載しており、「詳細については、学校教育課に相談」と明記している。また、入学通知書や就学校指定通知にも掲載している。

3 指定校変更を許可した経緯等

- ① 2 (1) のような事情から、通学等については保護者と祖父母が責任をもって対応するので就学指定校変更を希望する旨の相談が、教育委員会学校教育課に対してあった。
- ② 学校教育課において、希望の内容を聞き、指定学校変更の制度を説明して、許可申請の必要書類（指定学校変更許可申請書・保護者の申出書・保護監督承諾書・在職証明書）を手渡した。
- ③ 学校教育課から学校（就学予定校）にも連絡して指定学校変更について説明を行い、校長意見書の提出を依頼した。
- ④ 学校教育課において、保護者から提出された申請書類について、申請理由と申請書の内容が一致しているかを確認後、教育長決裁を行った。
- ⑤ 決裁終了後、保護者及び両校長（変更前・変更後）に許可通知を行った。



4 指定校変更許可の実績及び課題

(1) 指定校変更許可の実績

年度	学校数	児童生徒数	小学校 (全体)		中学校 (全体)	計 (全体)
				留守家庭		
18	小学校7・中学校3 計10校	3,743人	11	6 (0.16%)	1	12 (0.32%)
19	小学校7・中学校3 計10校	3,721人	7	3 (0.08%)	0	7 (0.18%)
20	小学校7・中学校3 計10校	3,673人	8	3 (0.08%)	1	9 (0.25%)

(児童生徒数は各年5月1日現在)

過去3年間における指定校変更許可の全体数が全児童生徒数に占める割合は、平成18年度0.32%、平成19年度0.18%、平成20年度0.25%となっている。

また、留守家庭を理由とする指定学校変更許可が全児童数に占める割合は、平成18年度0.16%、平成19年度0.08%、平成20年度0.08%となっている。

(2) 課題

指定校変更については、教育委員会、各学校及び市民課で綿密に連絡を行い協議していくが、学級編制の時期には、より慎重並びに迅速に調整を行う必要がある。

市町村行政としても、今後、離婚や単親家庭の増加に対応した施策が必要不可欠であるが、こうした現代的課題の増加に伴って、入学予定人数も明確に示せないようになるなどの不安定要素もある。

今後、申請者の増減が多く出た場合、学級編制や教職員配置の対応に支障が出る可能性があることが課題である。

5 評価等

指定校の変更により、児童生徒の家庭環境にも、きめ細やかな配慮が行われるようになったと言える。個々の実情に応じたきめ細やかな対応ができることにより、結果的に児童の安全確保にもつながっているものと考えられる。

— 本事例の問い合わせ先 —

宇土市教育委員会 学校教育課
TEL 0964-22-6500